

6 月定例議会開催

6 月 3 日～6 月 26 日

6 月定例議会が再開され補正予算など全 18 議案が原案どおり可決されました。(一部掲載)

◇附属機関設置条例の一部改正

新たに設置する機関

- ・犬山市地域公共交通運賃料金協議会
バスなどの旅客運送に係る運賃等に関する協議を行います。
- ・犬山市部活動地域移行検討会
学校における部活動の地域移行等について審議します。



廃止する機関

- ・犬山市都市計画マスタープラン等策定委員会
計画を策定し、所期の目的を達成したため
- ・犬山市道の駅整備検討委員会
道の駅整備計画を白紙としたため



◇犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

保育士及び保育従事者の配置基準の見直し
満 3 歳以上 4 歳未満 20 人→15 人につき 1 人
満 4 歳以上 30 人→25 人につき 1 人

◇犬山市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正

キャスル P 及び内田 P の時期による使用料を改定し、混雑緩和への検証と歳入増を図る

◇一般会計補正予算(第 2 号)

- ・自治体ライドシェア
事業 4,241 千円

市が車両を用意し、運転手を募集、運行・管理は交通事業者が行うこと



により、岐阜バス明治村線の減便分を補完する。なお、車両は企業からの無償リース

6 月定例議会 私の一般質問

- 件名1 一般住宅におけるし尿処理について
要旨①市内の浄化槽設置状況等について
②合併処理浄化槽設置補助事業について
③公共下水道等接続区域内の状況について
件名2 都市計画法に基づく開発行為等の許可基準条例について
※以上から抜粋して要約掲載

件名1 一般住宅におけるし尿処理について

要旨① 市内の浄化槽設置状況等について

Q 一般家庭の個別処理のうち、単独処理浄化槽は、し尿処理だけに対応しているもの、合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を処理するものですが、令和元年から県が義務付けられている浄化槽台帳とは？また、市内の浄化槽設置状況を尋ねます。

A 台帳には浄化槽の所在地や管理者の情報、法定の水質に関する検査、点検等の実施状況などが記載され、管理状態の悪い浄化槽の把握を行い必要な措置を講じることなどに活用されます。当市における状況は、愛知県から提供を受けている浄化槽台帳によると、令和5年度末時点において、単独処理浄化槽が約 4,900 基、合併処理浄化槽が約 2,900 基となっています。

【再質問】

Q 浄化槽は使い続けると汚泥が蓄積し、十分に浄化されなくなります。環境省が行った初めての調査では、清掃の必要がない設備を除いて、年 1 回以上の清掃を実施したものは、全国平均で 64%であったということです。そこで、当市における保守点検や清掃の状況はどうなっているのか、お尋ねします。

A 全国平均で、保守点検の実施率は 70.2%、清掃の実施率は 63.6%となっています。当市にお

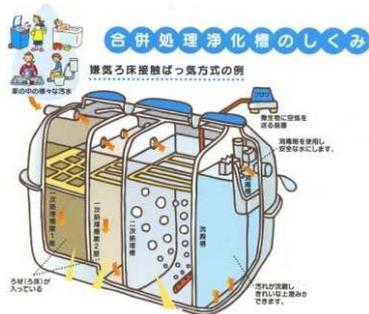
ける同調査の結果を見ると、保守点検の実施率は65.1%、清掃の実施率は67%となっています。



要旨② 合併処理浄化槽設置補助事業について

Q 当市でも単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進められています。補助制度の概要及び4年度と5年度の補助実績についてお尋ねします。

A 設置費、宅内配管工事費、撤去費に対して補助をしており、補助率は100%ですが、限度額を定めています。設置費限度額は、浄化槽の規模に応じて異なり、33万2千円～54万8千円。宅内配管工事費は、一律30万円、撤去費は、単独処理浄化槽からの転換の場合は12万円、汲取便槽からの転換の場合は9万円となっています。なお、令和4年度実績では、年間7件、令和5年度実績は、5件です。



【再々質問】

Q 宅内配管工事費補助についてみると、限度額30万円というのは、一般的な住宅1棟の配管分と考えます。離れが建っている場合や、敷地が大きい場合は、かなりの工事費がかかると思います。少しでも、合併処理浄化槽への転換を図るため、補助金の上乗せをしても良いと思いますが、当局の見解をお聞かせください。

A ご指摘のとおり、宅内配管工事費は、住宅の配管状況によって、金額の多寡が発生するものと考えます。合併処理浄化槽への転換は、市としても推進しているところではありますが、現在の市の限度額30万円については、国及び愛知県の基準額と同額としています。個々の事情を参酌していくと、際限がなくなってしまうので、国及び県の基準額に合わせることを適切と考えており、現在のところ、市単独での補助金の増額

等は考えておりません。

件名2 都市計画法に基づく開発行為等の許可基準条例について

Q 当市は、市街化調整区域での建築制限緩和を目的として、許可の基準に関する条例を制定しています。令和4年度からは、鉄道駅を中心から1km以内ということで、富岡駅周辺が一定の条件のもと、建築が可能となっています。そして、この条例改正に合わせ、下水道法に規定する予定処理区域内でも、要件を満たせば開発が可能となりましたが、近い将来に、下水道法の予定処理区域が無くなるようで、一步後退した形となってしまいます。そこで、公共下水道に関わる都市計画法の緩和措置について、どう考えているのかをお尋ねします。

A 下水道区域の変更については、令和6年度、7年度にかけて、愛知県及び犬山市の策定している各種計画について、順次変更手続きを行い、令和7年度末までには下水道計画区域の変更が完了する予定です。都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例で指定する区域については、更なる緩和は考えていません。

【再質問】

Q 人口減少化時代にあって、少しでもこれに歯止めを掛け、やさしく元気なまちを創っていくためにも、市街化調整区域の建築制限緩和については、積極的に取り組んでいくべき課題と思っています。市街化調整区域の開発行為等の許可基準緩和についての方向性をどう考えておられるのか、市長にお訊きします。

A 市街化調整区域のまちづくりは、都市計画マスタープランに沿った形で、地域が望む土地活用について前向きに向き合い、一緒に考えたいと思いますので、宜しくお願い致します。

これまでの一般質問や答弁については、ホームページからご覧いただけます。市政について判らないことや困りごとなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

